

議第16号議案

横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部改正

横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成21年3月26日提出

市会運営委員会

委員長 横 山 正 人

横浜市条例（番号）

横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正
する条例

横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（昭和58年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「92人」を「86人」に改める。

第2条中

「鶴見区	7人	「鶴見区	6人		
神奈川区	6人	を	神奈川区	5人	に、
「港南区	6人	を	「港南区	5人	に、
「青葉区	8人	「青葉区	7人		
都筑区	5人	を	都筑区	4人	に改める。
戸塚区	7人	戸塚区	6人		

附則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

提案理由

横浜市会議員の定数を6人減員するとともに、各選挙区について選挙すべき議員の数を変更するため、横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正したいので提案する。